

## 転居された方へ（ご案内）

村内に住所を移した日から14日以内に転居届を行ってください。

### 【転居届に必要なもの】

○運転免許証等の本人確認書類

○印鑑

※外国人住民の方は、在留カード又は特別永住者証明書もお持ちになり、手続きをしてください。

### 【転居に伴う手続き】 ※詳しくはそれぞれの窓口にお問い合わせください

制 度	内 容	窓 口	
印鑑登録	すでに印鑑登録されている場合は、自動的に住所変更になりますので、今までの印鑑登録証がそのまま使えます（手続きは不要です。）。	住民課 1F Tel.0256-94-3132	
通知カード	通知カードをお持ちください。新しい住所を裏面に記載します。		
個人番号カード 又は 住民基本台帳カード	カードの追記欄に新しい住所を記載し、ICチップの情報更新を行います（暗証番号の入力が必要です。）。カードをお持ちください。 ※個人番号カードを申請中に異動された方は、異動前の情報でカードが作られる場合があります。窓口にご相談ください。		
電子証明書	署名用は住所の変更により自動的に失効になりますので、必要に応じて新たに申請してください。利用者証明用は失効しませんので、引き続き利用できます。※住基カードには新たに電子証明書を搭載できません。		
在留カード又は 特別永住者証明書	外国人住民の方は、在留カード又は特別永住者証明書を必ずお持ちください。新しい住所を裏面に記載します。		
国民健康保険	住所変更した保険証を交付します（手続きは不要です。）。		
後期高齢者医療	住所変更した保険証を後日郵送します（手続きは不要です。）。		
医療費助成	子ども		住所の変更届が必要となります。受給者証と印鑑をお持ちください。
	妊産婦		
	重度心身障害者		
	ひとり親家庭等		
精神障害者 保健福祉手帳	住所の変更届が必要となります。精神障害者保健福祉手帳と印鑑をお持ちください。		
障害者医療 自立支援医療 (精神通院)	住所の変更届が必要となります。受給者証と印鑑をお持ちください。		
年 金	国民年金 (1号被保険者)		手続きは不要です。
	既に 年金を受給して いる方	国民年金や厚生年金を受給されている方の住所変更の届出は、住基ネットの活用により原則不要ですが、一部必要な方もおられます。届出が必要かご不明な方は日本年金機構年金事務所へお問い合わせください。	

裏面もお読みください。

制 度	内 容	窓 口
児童手当	住所の変更届が必要となります。印鑑をお持ちください。	住民課 1F
児童扶養手当	住所の変更届が必要となります。証書と印鑑をお持ちください。	Tel.0256-94-3132
特別児童扶養手当		
介護保険	介護保険証をお持ちの方は、新しい住所が表示された保険証に差替えます。	福祉保健課 1F
障害者福祉	身体障害者手帳・療育手帳などの住所変更届が必要となります。お申し出ください。	Tel.0256-94-3133
乳児一般健康診査受診票	生後6～7か月頃に受ける乳児一般健康診査をまだ受けていない場合、住所を変更した受診票を交付します。	
固定資産税	村内に固定資産(土地・家屋)をお持ちの方は、お申し出ください。 税務課で手続きがあります。	税務課 1F Tel.0256-94-3134
教 育	保育園や小・中学校のお子様がいる場合、お申し出ください。 教育委員会で手続きがあります。	教育委員会 【役場庁舎となり】 Tel.0256-94-1021
犬を飼っている方	住所の変更届の手続きがありますので、お申し出ください。 建設企業課で手続きがあります。	建設企業課 2F Tel.0256-94-1022
水 道	前住所地での水道の使用中止や新住所地での開栓、名義変更をする場合、右記連絡先にお問い合わせください。	燕・弥彦総合事務組合 水道局 Tel.0256-64-1022

〒959-0392 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地 弥彦村役場 住民課(0256-94-3132)